

# ＝関西 STS 連絡会＝

## 《 第187回 運営委員会レジュメ (2024.9.21) 》

### 1. 前回（第 186 回運営委員会 2024.6.22）の概要報告：

■ 開催日時・場所：2024 年 6 月 22 日 6 時～8 時、於：NPO 日常生活支援ネットワーク事務所。

■ 出席団体・グループ（8 団体）

◎ 伊良原淳也（関西 STS 連絡会） ◎ NPO 法人「移動送迎支援活動情報センター」（大阪市）

◎ NPO 法人「日常生活支援ネットワーク」（大阪市） ◎ 伊藤豊（関西 STS 連絡会）

◎ NPO 法人「自立生活センターやお」（八尾市） ◎ NPO 法人「自立生活センターFREE」（吹田市）

◎（社福）「ぼぼんがぼん」（茨木市） ◎ い～そらネットワーク（大阪市）

■ 報告&討議資料：

① 報告：NPO 法人 全国移動サービスネットワーク「第 18 回 通常総会」

(2024 年 6 月 15 日／東京 KFC ホール)

② 全国移動ネット総会への「お礼と感想」（2024.6.16 嶋田暁文@九州大学大学院法学研究院教授）

③ 規制改革会議答申（ライドシェア関係の）概要、内閣府・国交省の論点整理

(東京交通新聞 2024 年 6 月 10 日)

■ 報告と今後の取り組み等：

1) 1 月以降～「運転者認定講習会」等の開催

■ 報告&討議資料：

① 自家用自動車を巡る国の動向

—— ①自家用有償旅客運送 ②日本版ライドシェア ③許可又は登録を要しない運送

(2024.9.28 九州地区移動サービスネットワーク交流会)

①自家用有償旅客運送

1. 自家用有償旅客運送自動車内における運転者の氏名の廃止し、自動車登録場番号の表示に変更するとともに、NOP 法人等に作成が義務付けられていた運転者証を廃止（2023.8 月）

2. 地域公共交通会議と運営協議会の統合

運営協議会における協議事項は地域公共交通会議においても協議を調えることが可能となっているところ、協議の場を運営しやすくする観点から、運営協議会に係る規定を削除し法令上、運営協議会を地域公共交通会議に統合する。(2023.9 月)

※経過措置（期限なし）

既存の運営協議会については、地域公共交通会議とみなす

3. 「運送の対価」の目安の適正化

「運送の対価」タクシー上限運賃の1/2程度を廃止、目安を約8割に変更

→地方運輸局等において当該地域の運送の対価を公表する(2023.12月)

#### 4. ダイナミックプライシングの導入

通常の対価に対して、5割増を上限、5割引きを下限として柔軟に対価の額を設定することが可能3ヵ月ごとに確認(2024.4月)

#### 5. 交通空白の概念

移動を希望する者が、恒常的に、許可可能な時間内に公共交通利用できない地域・時間帯とする

※少なくともタクシーが恒常的に30分以内に配車されない

地域(地域の実情を踏まえて30分未満も可、例えば15分)(2024.4月)

#### 6. 地域公共交通会議の運営手法の見直し

地域公共交通会議で2ヵ月程度協議してもなお結論に至らない場合には、協議の内容を踏まえ首長の責任により判断できることを明記

※自家用有償旅客運送の導入の可否について最終的な判断が行える(2024.4月)

### ②日本版ライドシェア

#### 道路運送法による

##### ①自家用有償旅客運送(法78条2号登録)

交通空白地・福祉有償運送 ⇒ 公共ライドシェア、自治体ライドシェア

##### ②自家用自動車による有償運送(法78条3号許可)

ヘルパーぶら下がり、自家用車活用事業(新設) ⇒ 日本版ライドシェア

地域交通の「担い手」「移動の足」不足解消のため、2024年3月にタクシー事業者の管理の下で、自家用車・一般ドライバーを活用した運送サービスの提供を可能とした。

##### ③許可又は登録を要しない運送

※「道路運送法における許可又は登録を要しない運送に関するガイドラインについて」

(2024年3月1日:配布資料別紙参照)

##### ②「地域支援事業実施要綱」「介護予防・日常生活支援総合事業ガイドライン」の一部改正

(2024.9.12 NPO法人全国移動ネット)

厚生労働省から、8月5日付で「地域支援事業実施要綱」および「介護予防・日常生活支援総合事業のガイドライン」の一部改正が通知されました。

「総合事業に係る通知等(サイト)」:

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000184585.html>

<移動支援に関連する主な改正は……>

※「介護予防・生活支援サービス事業」は、「サービス・活動事業」へと呼称が変わりました。

※ B・D 類型は、住民主体の活動を補助・助成するという枠組みが明確になり、事業者等への委託実施（雇用職員の人件費を想定）は、A 類型と整理されました。

また、A 類型は「老計 10 号の範囲を超えてサービス・活動を行うことも可能」とされました。

（ただし、送迎のみの委託先は限定的と思われま

※「訪問型サービス・活動 B」と「D」の分類は、地域支援事業実施要綱 p10、ガイドライン p18-19 に書かれています。

地域支援事業実施要綱の改正により、訪問 D の「a 送迎前後の付添支援」、「b 通所型サービス等への送迎を別主体が行う場合」の補助対象経費の書き分けがなくなりました。どちらであっても車両関係費を補助できるようになったと読めます。

※ 補助対象経費については、ボランティア奨励金が間接経費として整理され（実施要綱 p8）、ガソリン代や車両購入費、保険料も補助することが認められています（ガイドライン p119）。

いずれも道路運送法上の運送の対価には当たらないことが明確になりました。

※ 要支援者等の割合に応じた補助の按分の考え方について、ガイドライン（p87）「総合事業の対象者以外の参加者に対する活動を事業の目的を達成するための附随的な活動と判断する場合」、「対象者数割合によらず」、「対象者以外の者に対する活動全体に対して補助等」することが示されました。

その他、ケアマネジメント B と C は「ケアプランの作成要否・内容等含め市町村の判断による」こととされたほか、A 類型の利用者として継続利用要介護者が認められました。

★「介護保険最新情報 vol.1299」には、改正点の概要がまとめられています。

「2024 年度 地域支援事業実施要綱等の改正点について」：

<https://www.mhlw.go.jp/content/001284411.pdf>

### ③《日本版ライドシェア》「協議運賃」「貨客混載」導入／国交省・交通空白解消本部

（東京交通新聞 2024 年 9 月 9 日）

国土交通省の「交通空白」解消本部（本部長＝斉藤鉄夫国交相）の第 2 回会合が 4 日、東京・霞が関の同省内で開かれ、日本版ライドシェア（自家用車活用事業）に、地域の関係者間で運賃・料金を決められる「協議運賃」や、荷物を運べる「貨客混載」を導入する方針を決めた。災害発生時・復興期の輸送も容認した。斉藤国交相は「年内に全都道府県で導入することを目指す」と表明した。タクシーそのものや公共ライドシェア（制度・運用改善された自家用有償旅客運送）などの動員を含め、官民一体で移動の足の確保に取り組む「交通空白解消・官民連携プラットフォーム（事業基盤）」を立ち上げることも確認した。

協議運賃制度は道路運送法で規定され、乗合バスとタクシーで認められている。自治体主宰の地域公共交通

会議などで合意されれば、独自の運賃を国の認可は不要で、届け出で設定できる。貨客混載では、同会議などで協議が調い、タクシー事業者が貨物自動車運送事業の許可を取れば、ライドシェア車両で貨物を運送できる。地震、台風などの災害発生時や復旧過程での活用は、自治体からの要請が条件。その際、時間制運賃も通用でき、他の営業区域のタクシー会社の応援も可能とする。

地方に広めるのが主眼の一つで、運用面で改善を施す。供給車両台数・時間帯を拡大し、電話での注文や現金支払いをできるようにする。これまで、東京、大阪など大都市圏以外の地域では、タクシー事業者の申し出によって導入できるが、時間帯は「金・土曜日午後4時～翌午前5時台」、台数は「営業区域内のタクシーの上限5%」と一律に定められている。これを、事業者の申し出で曜日・時間帯を広げるとともに、台数を5%から「10%」に引き上げる。

タクシー会社は実働1日1車当たり営業収入（日車営収）や実車率のデータを地方運輸局に提出する。供給過剰の恐れがある場合は、台数は減らされる。

配車アプリに限らず、電話注文や現金払いの仕方を定めたガイドラインを策定する。

齊藤国交相は「日本版ライドシェアは都市部だけでなく、地方部も含めた全国への普及が必要だ。今回のバージョンアップを十分に活用し、各地域での説明会なども通じて、取り組みを強化してほしい」と幹部に指示した。

一連の対策を説明した鶴田浩久物流・自動車局長は「スピード重視で制度改正してきた中で、アプリ事業者、タクシー事業者にも迅速に対応してもらっている」と業界関係者の協力に感謝した。その上で「現在の状況を例えると、『コップの中に水が半分しか入っていない』というより、『コップに水が半分入っている』、あるいは、まだ終わりじゃないので『半分、水が入ってきている』という状況だと思う。引き続き、アプリ事業者などと連携し、システム改修を促進するなど、利用者利便に伝えていく」と意気込みを示した。

先月、発足させた「ドライバーシェア推進協議会」に関し、「ドライバー不足はタクシーや宅配事業者にとって共通の課題。利用者利便の確保・向上はもちろんだが、事業者、ドライバーにとってもメリットのある柔軟な仕組みを検討したい。今後、実証実験や課題抽出、制度改正、さらに他業種への展開などによって、業種の垣根を越えたドライバーシェアを進めていきたい」と話した。

### 3. 報告と今後の取り組み等：

#### 1) 6月以降～「運転者認定講習会」等の開催

- ◎ 6月22日（9:30～18:00）／関西 STS 連絡会「運転者認定講習会」（於：大阪市）
- ◎ 6月23日（10:00～11:30）／関西 STS 連絡会「運転者認定セダン講習会」（於：大阪市）
- ◎ 7月26日／仁淀川町「運転ボランティア養成講座」（於：高知県仁淀川町）
- ◎ 7月31日／那賀町社協「交通空白地有償運送認定講習」（於：徳島県那賀町）
- ◎ 8月26日（9:30～18:00）／橋本市いきいき健康課「運転者認定講習会」（於：和歌山県橋本市）
- ◎ 8月27日（10:00～11:30）／橋本市いきいき健康課「運転者認定セダン講習会」（於：和歌山県橋本市）
- ◎ 8月30日、9月6日／大阪狭山市社協「運転ボランティア養成講座」（於：大阪狭山市）
- ◎ 9月1日、7日／猪名川町社協「運転ボランティア養成講座」（於：兵庫県川辺郡猪名川町）
- ◎ 9月11日／海南市社協「移動支援立上げ勉強会」（於：和歌山県海南市）
- ◎ 9月21日（9:30～18:00）／関西 STS 連絡会「運転者認定講習会」（於：大阪市）

- ◎ 9月22日(10:00～11:30)／関西 STS 連絡会「運転者認定セダン講習会」(於：大阪市)
- ◎ 9月26日／宇陀市福祉課「移動・外出支援ボランティア養成講座」(於：奈良県宇陀市)
- ◎ 9月28日／九州地区移動サービスネットワーク交流会「九州地区移動サービスネットワーク交流会」  
(於：大分市)
- ◎10月17日／和歌山県長寿社会課「いきいき支え合い勉強会」(於：和歌山県広川町)
- ◎10月19日(9:30～18:00)／関西 STS 連絡会「運転者認定講習会」(於：大阪市)
- ◎10月20日(10:00～11:30)／関西 STS 連絡会「運転者認定セダン講習会」(於：大阪市)
- ◎11月6日／大宇陀ボランティア有償バス協議会「交通空白地有償運送認定講習」(於：奈良県宇陀市)
- ◎11月13日(9:30～18:00)／太子町社協「運転者認定講習会」(於：南河内郡太子町)
- ◎11月14日(10:00～11:30)／太子町社協「運転者認定セダン講習会」(於：南河内郡太子町)
- ◎11月16日(9:30～18:00)／関西 STS 連絡会「運転者認定講習会」(於：大阪市)
- ◎11月17日(10:00～11:30)／関西 STS 連絡会「運転者認定セダン講習会」(於：大阪市)
- ◎11月17日／「移動支援立上げ勉強会」(於：和歌山県広川町)
- ◎12月21日(9:30～18:00)／関西 STS 連絡会「運転者認定講習会」(於：大阪市)
- ◎12月22日(10:00～11:30)／関西 STS 連絡会「運転者認定セダン講習会」(於：大阪市)

■ 次回連絡会議：2024年 月 日(土) pm5:00～

於：NPO 法人 日常生活支援ネットワーク事務所